

群馬大学理工学部教務委員会規程

平成25. 4. 1 制定

改正 令和 3. 4. 1 令和 4. 6. 1

令和 5. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学理工学部に、群馬大学理工学部教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学及び卒業に関すること。
- (2) カリキュラムに関すること。
- (3) 非常勤講師に関すること。
- (4) 科目等履修生、聴講生及び研究生に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項に係る改善に関すること。
- (6) その他教務及び学事に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。なお、第2号から第6号までの委員は兼任することができる。

- (1) 学部長が指名し、教授会の承認を得た委員長及び副委員長 各1人
- (2) 分子科学部門及び知能機械創製部門から選出された委員 各1人
- (3) 環境創生部門、電子情報部門及び理工学基盤部門から選出された正副委員 各2人
- (4) 総合理工学科から選出された委員 1人
- (5) 各類から選出された正副委員（類を代表する） 各2人
- (6) 各プログラムから選出された委員 各1人
- (7) その他学部長が指名する教員 若干人

(任 期)

第4条 前条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 4 各委員が出席できないときは、代理の出席をもって代えることができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報 告 等)

第7条 委員長は、委員会の審議結果を教授会に提案又は報告する。

(小委員会)

第8条 委員会に、審議の円滑を図るため、必要に応じて小委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、学務係において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以降、工学部に在学する者が、当該学部 に在学しなくなるまでの間、当該学部に係る第2条各号に掲げる事項については、委員会において審議する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。